ロ　イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該支給認定障害者等が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。）が適当と認めるもの

ハ　被保険者証等、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長等が適当と認めるもののうち二以上の書類

（削る）

2～5　（略）

（令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付）

第五十四条　令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一　国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二～十一　（略）

十二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

三　申請の理由

2～5　（略）

（令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付）

第五十四条　令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二～十一　（略）

十二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

（療養介護医療費の支給等）

第六十四条の二　（略）

2　介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者（以下「療養介護医療費支給対象障害者」という。）が指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により当該療養介護医療費支給対象障害者に支給すべき療養介護医療費は当該指定障害福祉サービス事業者に対して支払うものとする。

3　市町村は、療養介護医療費支給対象障害者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した療養介護医療受給者証（以下「療養介護医療受給者証」という。）を交付しなければならない。

一　療養介護医療費支給対象障害者の氏名、居住地及び生年月日

二　交付の年月日及び受給者番号

三　介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定の有効期間

四　負担上限月額に関する事項

五　その他必要な事項

（療養介護医療受給者証の再交付等）

第六十四条の二の二　市町村は、療養介護医療受給者証を破り、汚し、又は失った療養介護医療費支給対象障害者から、介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定の有効期間内において、療養介護医療受給者証の再交付の申請があったときは、療養介護医療受給者証を交付しなければならない。

2　前項の規定に基づき申請をしようとする療養介護医療費支給対象障害者は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う療養介護医療費支給対象障害者が、当該療養介護医療費支給対象障害者に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の

（療養介護医療費の支給）

第六十四条の二　（略）

2　支給決定を受けた障害者が指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により当該支給決定を受けた障害者に支給すべき療養介護医療費は当該指定障害福祉サービス事業者に対して支払うものとする。

（新設）

（新設）